

令和4年第1回定例会

令和4年 2月14日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和4年2月14日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 号 多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 7 号 多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正について
- 第 11 議案第 8 号 令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 12 議案第 9 号 令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 第 13 議案第 10 号 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 14 議案第 11 号 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について
- 第 15 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	丸山	保君	2番	野口	靖君
3番	大久保	協城君	4番	湯井	廣志君
5番	橋本	新一君	6番	岩崎	和則君
7番	茂木	光雄君	9番	針谷	賢一君
10番	隅田川	徳一君	11番	吉田	達哉君
12番	小野	聡子君	13番	大竹	隆一君
14番	松本	賢一君	15番	三澤	望太君
16番	神田	辰男君	18番	栗原	透君

欠席議員（2名）

8番	冬木	一俊君	17番	山崎	恒彦君
----	----	-----	-----	----	-----

説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	組合事業統括 兼病院院長	塚田義人君
病院長補佐	設楽芳範君	介護老人保健 施設長	河合弘進君
事務局長兼 経営管理部長	新井滋君	看護部長	高田幸子君
薬剤部長	小幡輝夫君	診療支援部長	金子修君
参事兼 患者支援センター 事務統括兼 緩和ケアセンター 事務統括	横坂政彦君	総務課長兼 安全管理センター 事務統括	塩川広幸君
用度課長	新井誠十郎君	医事情報課長兼 健康管理センター 事務統括	五十嵐哲二君
企画財政課長兼 しらさぎ管理課長	新井恵介君	経営戦略室長	清宮きよ江君

事務局職員出席者

医事情報課 医事グループ リーダー	新井敬継	研修管理セン ター事務統括 兼総務課医局 秘書グループ リーダー	金澤祐子
-------------------------	------	--	------

総務課 秋山裕子
総務課 長 補 佐

総務課 総務 中村 悟
グループリーダー

総務課 主査 大澤 佑典

開会の挨拶

議長（野口 靖君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

冬木議員、山崎議員より、会議規則第2条の規定に基づき、本日の会議について欠席届が提出されていますので、ご報告申し上げます。

次に、議員各位にお願い申し上げます。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用していただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。なお、前回の議会までは、議長は議事進行のためマスクを着用しておりませんでした。感染拡大防止のため、今回はマスクを着用することといたしました。議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、議案11件でございます。慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等、誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のご挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくようお願いいたします。

開会及び開議

午後1時42分開会

議長（野口 靖君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和4年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（野口 靖君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

第 2 会議録署名議員の指名

議長（野口 靖君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、議長において、1 番、丸山保君、9 番、針谷賢一君を指名いたします。

第 3 管理者発言

議長（野口 靖君） 日程第 3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

令和 4 年第 1 回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、「オミクロン株」による急激な感染拡大によりまして、医療や介護の現場におきまして非常に厳しい状況が続いておるところであります。引き続き、万全の体制を心がけて取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

今後、地域の医療機関と連携をしっかりと図りながら、地域医療の充実及び新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいりますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解とご協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

さて、本議会に提案いたしました案件は、組合各事業の令和 4 年度予算をはじめ、11 案件の審議をお願いするものでございます。

いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第 4 議案第 1 号

議長（野口 靖君） 日程第 4、議案第 1 号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第 1 号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、組合規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、組織団体間において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるも

のでございます。

内容につきましては、組合同規約第12条では、群馬県市町村総合事務組合の組織団体が退職手当支給事務の共同処理を終了する場合において、支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収を行えるように改正するもので、令和4年3月31日から施行するものです。

別表第1では、群馬県市町村総合事務組合の組織団体のうち、「邑楽館林医療事務組合」の名称が令和4年4月1日から「邑楽館林医療企業団」に変更されるものです。

また、別表第2では、退職手当の支給事務を共同処理する団体である「桐生地域医療組合」が、令和4年3月31日をもって当該共同処理を終了することなどに伴う改正であり、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第2号

議長（野口 靖君） 日程第5、議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

国では、改正「育児・介護休業法」が令和3年6月9日に公布され、令和4年4月1日から段階的に育児休業の取得要件や取得回数の制限を緩和することとされております。

本組合では、多くの職員が育児休業を取得しておりますが、今後、さらなる育児休業制度の充実が図られることにより、育児休業者の増加が見込まれます。

育児休業者の人数につきましては、現行の条例において職員定数に含まれておりますので、実際に勤務している職員数との差が生じております。

こうした状況を踏まえ、育児休業を取得しやすい環境整備やワークライフバランスを推進するとともに、勤務実態に即した定数管理を行う必要があるため、改正を行うものであります。

改正の内容であります。第2条に規定する定数外に関するただし書を削り、新たに、第3条として「定数外の職員」に関する規定を整備するものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第3号

議長（野口 靖君） 日程第6、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

「職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令」が令和3年3月26日に公布されたことに伴い、本組合においても、国に準じて所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。第2条中「管理者の定める上級の公務員の目前において、別記様式による宣誓書に署名して」を「宣誓書（別記様式）を提出して」に改め、別記様式については、押印の見直しとして「印」を削るなどの改正を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） これに宣誓書の提出とありますけれども、この宣誓書を提出して守れなかった場合の懲戒処分というのは、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

議長（野口 靖君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（塩川広幸君） お答えいたします。

守れなかった場合、当然サービス規定に反しますので、その内容に応じた審査といたしますか、対処について検討させていただきます。

以上、答弁といたします。

議長（野口 靖君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 最近、公務員の不祥事というのが非常に多くなっておりまして、そういう中で、職員として入ったときも宣誓書は出している、また今回もこのように職員の宣誓と記載されておりますが、こういう中できちんと職員のサービス規程というのがありますから、それをきちんと遵守していただいて、何かあったときは、きちんとそのとおりの懲戒処分を行うということできちんとやっていただければと思っています。

以上で終わります。

議長（野口 靖君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の
サービスの宣誓に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第4号

議長（野口 靖君） 日程第7、議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与
に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職
員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

令和3年8月、人事院から国会及び内閣に対し、令和3年度の国家公務員給
与について、民間給与との較差を解消するため、期末手当の支給率の引下げ等
を主な内容とする勧告が行われました。その後、11月24日の閣議において、
国家公務員の給与改定に関する取扱いについて、人事院勧告どおり期末手当を
引き下げることとし、令和3年度の引下げ相当額については、令和4年6月の
期末手当から減額することが決定されました。これに基づき、国家公務員の
一般職の職員の給与に関する法律が改正される見通しとなっております。本組合
におきましても、国に準じて所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。一般職員の期末手当の支給率を0.15月引き下
げ、期末・勤勉手当の合計月数を年間4.45月から4.30月とするものと
し、再任用職員の期末手当の支給率については0.1月引き下げ、期末・勤勉
手当の合計月数を年間2.35月から2.25月とするものであります。

第15条第2項では、6月期と12月期の期末手当の支給率を一般職員は
1.2月、第3項に規定する再任用職員は0.675月とそれぞれ改正するも
のであります。

また、附則の第2条、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に
つきましては、令和3年12月の期末手当の引下げ相当額を令和4年6月の期
末手当から減額するものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第5号

議長（野口 靖君） 日程第8、議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

令和3年8月の人事院勧告、同年11月の閣議決定により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正される見通しとなったことに伴い、本組合の会計年度任用職員についても一般職員との均衡を勘案し、所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。会計年度任用職員の期末手当の支給率を0.10月引き下げ、期末の合計月数を年間1.45月から1.35月とするものであります。

第10条第2項におきまして、6月期と12月期の期末手当の支給率を0.675月に改正するものであります。

また、附則の第2条、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置につきましても、令和3年12月の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額するものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第6号

議長（野口 靖君） 日程第9、議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

国において、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が令和3年11月19日に閣議決定されたことに基づき、国庫補助事業として「看護職員等処遇改善事業」が創設されました。これは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象として、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、看護職員の収入を1%程度、月額4,000円引き上げる措置に関し助成されるものであります。本組合におきましても、この本事業に対応するため、所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。第2条第8号に看護処遇改善手当を加え、新たに第10条では、看護処遇改善手当の対象として、助産師、保健師、看護師もしくは准看護師が看護業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は月額4,000円とする改正となります。

施行日につきましては、公布の日からとし、令和4年2月1日からの適用とするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 先ほどの説明ですと、看護処遇改善手当で月額4,000円ということでありまして、月額4,000円ということは、1日にすれば百何十円ですよね。非常に看護処遇改善には程遠いと私は思うんですが、この月額4,000円という額、これが処遇改善になるのか。もっと額を増やせないのかと私は思うんですが、1回で4,000円なら分かるんですが、1日百数十円の処遇改善では、ほとんどやってもやらなくても同じような額でありますから、そこのところを、どういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

議長（野口 靖君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（塩川広幸君） お答えさせていただきます。

先ほどの質問になりますが、今回の措置につきましては、国庫補助事業という中の取組の一つとして計上させていただいております。今後、国におきましても、令和4年10月以降、診療報酬改定というものが控えております。そういった中で、状況を見極めながら対応していきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（野口 靖君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(野口 靖君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第7号

議長(野口 靖君) 日程第10、議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) 議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

国が進める個人情報保護制度の見直しにつきましては、「デジタル社会の形成整備法」に基づき、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が、令和4年4月1日に個人情報保護法に統合されることとなっております。これに伴い、現行条例において引用している規定を改正するものであります。

改正の内容であります。第2条第2号及び第5号ハにおける引用規定を令和4年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律に定める条項に改めるものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(野口 靖君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(野口 靖君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(野口 靖君) 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決さ

れました。

第 1 1 議案第 8 号

議長（野口 靖君） 日程第 1 1、議案第 8 号、令和 3 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第 8 号、令和 3 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第 3 条の収益的収入で、1 億 2, 8 3 2 万 8, 0 0 0 円の増額補正、収益的支出で 3, 4 6 6 万 7, 0 0 0 円の増額補正となっております。

第 4 条の資本的収入で 8, 3 3 0 万円の増額補正、資本的支出で、8, 6 3 0 万円の増額補正となっております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第 2 条で業務の予定量を変更するものです。令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、入院については 1 日平均患者数を 3 3 1 人から 2 8 4 人へ、外来につきましても 1 日平均患者数を 7 0 0 人から 6 6 8 人へ変更するものです。

収入につきましては、第 1 款病院事業収益で 1 億 2, 8 3 2 万 8, 0 0 0 円の増額補正でございます。内容としまして、医業収益では、入院収益で、5 億 1 9 7 万円の減額、外来収益で、6, 1 1 2 万 7, 0 0 0 円の増額、その他医業収益で、2, 6 0 0 万円の増額となっております。医業外収益では、新型コロナウイルス感染症の補助金、4 億 7, 2 0 0 万円を含む 5 億 9 3 7 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。特別利益では、「群馬県新型コロナウイルス感染症医療従事者等応援事業」に係る医療従事者への見舞金支給の補助金として 3, 3 8 0 万円の増額となります。

費用につきましては、第 1 款病院事業費用で 3, 4 6 6 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。医業費用では、8, 3 4 6 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。内容といたしまして、給与費 1, 1 6 1 万 3, 0 0 0 円の減額、材料費 2, 0 1 0 万円の増額、経費は 5, 7 0 0 万円の増額となっております。

す。特別損失では、見舞金として医療従事者に給付するために、特別利益と同額の3,380万円と過年度損益修正損の1,740万円をそれぞれ増額、旧公立藤岡総合病院解体工事費用は1億円の減額となっております。

第4条の資本的収入で、新型コロナウイルス感染症の補助金8,330万円の増額補正でございます。資本的支出は、8,630万円の増額補正でございます。内容としまして、工事費300万円の増額、新型コロナウイルス感染症の補助金による器械器具購入費8,330万円の増額となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 15ページの現金と預金の期首残高、期末残高についてお伺いいたします。

建設改良費で3億3,000万ぐらい不足するために、預金といわゆる現金を2億8,000万ぐらい切り崩して、この予定で見ますと、3月31日までの期末残高で約30億6,300万と、そういうふうな形の中の、病院のいわゆる現金がそういうふうに表示されておりますけれども、この金額についてなんですけれども、今後いろんな形の中でこの金額がどのくらい3年度末で持っているのが平均的な、いわゆる病院としての健全運営に関するものなのかお尋ねいたします。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えします。

現金については、補正予算の段階で30億ということになっていて、去年、2年度の決算の状態です34億程度ですが、今年度については、決算時にはこれよりも改善した数値になることは見込めますので、ほぼ現金の減はないと考えております。

以上です。

議長（野口 靖君） 暫時休憩いたします。

（午後2時18分休憩）

（午後2時19分再開）

議長（野口 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

この30億という数字が適正であると考えております。

以上です。

議長（野口 靖君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結
いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村
組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決する
ことに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決さ
れました。

暫時休憩いたします。

（午後2時21分休憩）

（午後2時28分再開）

議長（野口 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第12 議案第9号

議長（野口 靖君） 日程第12、議案第9号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組
合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたしま
す。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第9号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老
人保健施設事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第3条の収益的収入及び支出において予定額の補正、第
4条では訪問看護事業から介護老人保健施設事業に対しての出資金の増額補正
となっております。また、第5条は議会の議決を必要な経費で職員給与費の補
正に伴うものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただきますようお願い
を申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をさせていただきますの
で、よろしくお願いを申し上げます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条は、介護老人保健施設と訪問看護ステーションの業務の予定量を変更

するものでございます。特に介護老人保健施設しらさぎの里につきましては、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、療養者及び利用者が大幅に減少しております。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入では、第1款介護老人保健施設事業収益で7,701万3,000円の減額となります。内訳としましては、事業収益で入所療養者の予定量が当初に比べ1日平均7人減少を見込み、また通所利用者の予定量が当初に比べ月平均314人減少する見込みのため、7,701万3,000円の減額となります。

第2款訪問看護事業収益では、延利用者の予定量が、年間484人減少する見込みのため、事業収益で221万円の減額補正、特別利益では、群馬県新型コロナウイルス感染症医療従事者等応援事業に係る医療従事者への見舞金により、60万円の増額補正となります。

支出につきましては、第1款介護老人保健施設事業費用で506万8,000円の増額補正となります。内訳としましては、給与費で776万8,000円の増額、材料費で200万円の減額、経費で200万円の減額、委託費で130万円の増額でございます。

第2款訪問看護事業費用では753万3,000円の増額補正となります。内訳としましては、給与費で638万3,000円の増額、材料費で10万円の増額、経費で45万円の増額、特別損失で群馬県新型コロナウイルス感染症医療従事者等応援事業に係る医療従事者への見舞金60万円の増額補正でございます。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、第1款介護老人保健施設事業資本的収入で出資金による6,000万円の増額補正、第2款訪問介護事業資本的支出で出資金による6,000万円の増額補正でございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、給与費の増額に伴うものでございます。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(野口 靖君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第10号

議長(野口 靖君) 日程第13、議案第10号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井雅博君) 議案第10号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出は、病院事業収益は126億1,344万3,000円、病院事業費用は158億401万3,000円、事業収支におきましては、31億9,057万円の純損失を計上しております。

次に、第4条では、公立藤岡総合病院資本的収入で11億3,212万2,000円、公立藤岡総合病院資本的支出は14億8,230万円を計上しております。

以下、第5条から第9条までは、所要の額を計上させていただきました。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(野口 靖君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてですが、公立藤岡総合病院における入院の病床数394床、1日平均患者数314人、年間延べ患者数11万4,720人、外来では1日平均患者数702人、年間延べ患者数17万504人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款病院事業収益では、126億1,344万3,000円、内訳といたしまして、医業収益が112億2,825万6,000円、医業外収益12億7,270万4,000円、特別利益1億1,248万3,000円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は、158億401万3,000円で、その内訳は、第1項医業費用117億2,797万7,000円。主なものといたしましては、給与費58億1,852万円、材料費29億1,910万円、経費18億8,925万円、減価償却費10億4,388万円でございます。第2項医業外費用4億6,904万2,000円、第3項特別損失36億599万4,000円で、旧病院建物等除却分として27億2,547万3,000円、旧病院の解体費用として5億1,600万円を計上しております。なお、解体費用の財源として1億6,320万円を公営企業等施設整理債で、借り入れる予定でございます。第4項予備費100万円でございます。病院事業会計の収支につきましては、31億9,057万円の純損失を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

第1款公立藤岡総合病院資本的収入は11億3,212万2,000円で、その内訳は、他会計負担金5億6,192万2,000円、企業債1億5,000万円、固定資産売却代金4億2,020万円でございます。

資本的支出は14億8,230万円で、その内訳は、建設改良費で3億100万円、企業債償還金11億8,130万円でございます。

第5条は、医療機器整備事業、旧病院解体工事の事業債について計上しております。

第9条では、重要な資産の処分として、旧病院の土地を計上しております。

今後も地域住民の皆様へ安定した医療を提供するため職員一丸となり、さらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 令和4年度の事業会計予算について伺いますけれども、議案第10号でいいんですよね。

それで、先ほどの答弁で、いわゆる内部留保金が30億幾らだ、これが適正だという答弁をいただきました。大変自信を持った答弁というふうになりますけれども、令和4年度の予算を見ると、病院の解体事業に27億円、それと建設改良ですか、そういった中で35億円ほどの特別損失を計上しておりますけれども、そういった中でお金が見込まれる中で、内部留保金の取崩しをする予定だというふうになっておりますけれども、この取崩し額2億3,160万円、そういったものを考えたときに、令和5年の3月31日までの予定としては28億円というふうな形で、先ほども答弁いただいた30億円をかなり割

り込むことになりましてけれども、これでも適正なそういった見込みになるんでしょうか。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

先ほど、3年度については適正という話をいたしました。令和4年度2億程度減少する見込みとしてつくらせていただいております。

これについても、現金としてはこの規模の病院で28億というのは十分適正な金額であると考えております。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 専門家の方が、3年度は30億が適正だ、4年度は28億は適正だって、全然きちっとした数字の中で答えをいただいていると思いたすけれども、この特別損失の金額というものが、いわゆる建物の解体費用、それと土地を売却するに当たっても、土地の評価額がたしか7億円ぐらいあったのかなと思いたすけれども、その中で実際に市が買い取る金額というのは、約4億ぐらいなんですか。そこでも土地の売却だけでも相当な金額のいわゆる損失を、それを数字上だけだというふうな答弁ですけれども、実際にかかる費用というのはどんな見積りの中でどういう統計でそういうふうな数字になっているのか、ちゃんとした基礎的なものを答えてもらわないと、こういういいかげんな答弁の中では納得できないんです。どういうふうな考えで、そんなように幾らでやろうが何しようが、特別損失を出そうが、病院の運営には何の問題もないというようなそういう答弁ができるのか、本当に私は疑問なんですけれども、正確な形の中でちゃんと捉えていただいて、本当の意味で病院経営というのが成り立っていくのかどうか、管理者、よく考えていただかないと、説明をお願いいたします。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

土地の売却に伴う損失3億5,951万9,000円でございます。この土地の売却代金が4億2,020万円となっております。これにつきましては、昨年度、不動産鑑定を行いまして、鑑定の仕方としては、比準価格に対して、画地条件、街路条件、交通接近条件など、格差率を乗じて算出しております。その結果が4億2,020万円ということになっております。土地については減価償却等ありませんので、固定資産額、取得価格の7億7,971万9,000円となっております。令和4年度売却して、その売却損として3億5,951万9,000円を計上したものでございます。

以上です。

議長（野口 靖君） 暫時休憩いたします。

(午後2時45分休憩)

(午後2時46分再開)

議長(野口 靖君) 休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長(新井恵介君) お答えいたします。

建物と構築物の除却費、それと病院の解体費用として5億1,600万円、それに除却費のほうは27億2,543万3,000円となりますが、解体費につきましては、企業債対応ということになります。旧病院の建物等固定資産除却については、現金を伴わない除却ということになりますので、現金の減少については、ここに関してはないということになります。

議長(野口 靖君) 茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) 非常にその、現金が伴わない支出は、私が聞いた範囲ですよ。特別損失だろうが何だろうが、そんな金額は関係ないんだと。病院のお金が2億ぐらい減るのは全然問題ないんだという非常にそういう乱暴な答弁なんですよ。

そうした中で、医療収益は112億円から、たしか126億円、そういった中で、先生はじめスタッフの方たちが一生懸命努力して仕事をして医療収益を上げていただいている。その中で、たしか医療に係る費用については122億円くらいで収まっているんだから、医療そのものに関しては、この病院の経営というのは、4億円近い黒字を出して非常にすばらしい、自治体病院としての経営を誇っているわけだ。ですけれども、実際にはこういったものを見ると、非常に計画性のない、いろんな中での起債や借金が膨らんでいる、そこを私は非常に危惧をしているところなんです。会計上この損失というものが、現金が伴わない、そういったものというのは、素人が分かるように説明をしていただけませんか。

議長(野口 靖君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) お答えいたします。

まず、令和4年度の病院事業の予算につきましては、先ほど企画財政課長が答弁しましたように、まず、31億9,000万円の純損失を計上しております。ただ、この中には現金支出を伴わない旧病院に係る費用も含まれておりますのでそういう形になっておりますけれども、先ほど議員さんからも質問ありましたように、医業収支を見ますと、令和4年度、約5億円の純損失となっております。これはある程度、コロナの状況を見込まないで精一杯通常診療をやっているという姿勢を含めて、ただ医業収支を見ますと、まだ約5億円の純損失ということで見込んでおります。ただ、キャッシュフローのほうは回っておりますので、病院の業務については支障ないと考えております。

現金は今年度末約30億で来年度末約28億ということですが、これについては、20億ぐらいあると、ある程度資金運用ができるような形で、健

全な運用ができるというふうに見込んでおります。計画的にこの辺の運営をしていきたいというふうに考えております。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今回、1億6,320万ぐらいの借入れを行いますけれども、そのほかに、今言った内部留保金を約3億ぐらい切り崩していくと。そういった中で何かつじつまを合わせているようではございますけれども、この借入金の残高が、令和2年度末がたしか11億3,400万ぐらい。しかしながら、3年度末の見込みが11億8千何百万というふうに、5,000万ぐらい、結局、企業債償還金というのがどんどん増えていくんです。こういった中で、お金を切り崩しながら行って、金が流れていないんだからいいんだとか何とかと言っていますけれども、この企業債償還金は、じゃ、誰がどういうふうな形で返済をしてくるんですか。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、企業債償還金につきましては、病院のほうで返済はしていきますけれども、その一部は構成市町村にご負担いただくことになっております。

それで、企業債につきましても年々借入れを精査しております。企業債の中には医療機器の購入等も含まれておりますので、必要な医療機器の更新等も行っていかなければなりません。その辺の更新の計画とかというのは、よく計画的にヒアリング等をして購入の計画を立てております。

以上です。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 管理者に伺います。

こうした中で、毎月5,000万から1億以上の企業債返還金というものが病院の中で、いわゆる医業収益の上昇の中で返済していこうという今の答弁ですけれども、このままこういった計画をどんどんどんどん実行していきますと、とてもじゃないですけれども、先生やスタッフの方が頑張って医業収益をしっかりと上げて健全経営をしても、いわゆるその努力に見合うものというものが先生方にちっとも還元されない。

先ほど湯井議員さんが質問していましたけれども、国からの補助金があるから月額4,000円を看護師に補助しようと。これは結局、国の施策の中で、看護師やそういった方たちの処遇改善のために国が施策としてやったことからそれでいい。そうすると、これだけ病院の経営というものがしっかりしている中で、やはりお医者さん、スタッフさんのそういった中での処遇改善というものを管理者としてどのような形で考えていくのかどうか。医業収益そのもの自体は非常に健全経営なんです、私に言わせれば。そういった中で、管理者と

して今後どのような形の中でこういった財政支援というところとちょっとあれなんですけれども、病院経営というものを管理者の考えとして何かお持ちかどうか伺います。

議長（野口 靖君） 管理者。

管理者（新井雅博君） 茂木議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、医療関係スタッフに対する高い評価並びに病院の運営管理、経営につきましても高い評価をいただき、大変ありがとうございました。

そういった健全経営の中には、当然構成市町村議会を含めたご理解とご支援があつてのことだということも重々承知をいたしておりますので、引き続きこの健全な経営、あるいは先を見越した病院のさらなる機能の充実に努めていきたいというふうに思っております。

その中で、ご指摘を賜りました病院、医療関係者に対する処遇の問題についても真摯に受け止めて考えていきたい、このように思っております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第11号

議長（野口 靖君） 日程第14、議案第11号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第11号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

介護老人保健施設事業会計は、高齢者の自立生活を支援する介護老人保健施設「しらさぎの里」と在宅での医療を支援する訪問看護ステーション「はるかぜ」が、増加する高齢者へ医療・介護サービスを継続的に提供できるよう、令和4年度予算を編成したところでございます。

第3条の収益的収入及び支出は、2事業合計で、収入は5億8,937万4,000円、支出は6億1,220万3,000円となり、2,282万9,000円の純損失を計上するものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入では、介護老人保健施設事業収入で訪問看護事業からの出資金9,000万円、支出では建設改良費、企業債償還金、出資金として、2事業を合わせまして1億4,787万円を計上いたしております。

以下、第5条、第7条は所要の額を計上させていただき、第6条については予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

はじめに、第2条の業務の予定量でございます。

介護老人保健施設における入所は、療養病床数80床、稼働率92.5%を想定し、1日平均療養者数74人、年間延療養者数2万7,010人。通所では、月平均利用者数917人、年間延べ利用者数1万1,008人を予定しております。訪問看護ステーションでは、対象人員159人、年間延べ利用者数1万2,393人を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入では、第1款介護老人保健施設事業収益で4億6,894万2,000円。内訳としまして、事業収益が4億6,580万9,000円、事業外収益312万3,000円、特別利益1万円でございます。

第2款訪問看護事業収益は、1億2,043万2,000円、その内訳は、事業収益が1億2,021万2,000円、事業外収益が22万円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業費用は、5億1,870万8,000円で、その内訳は、第1項事業費用5億1,095万円、第2項事業外費用765万5,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費10万円でございます。主なものとしたしましては、事業費用で給与費3億5,672万円、材

料費 3,970 万円、経費 5,011 万円、委託費 4,200 万円でございます。

第 2 款訪問看護事業費用は、9,349 万 5,000 円で、その内訳は、第 1 項事業費用 9,304 万 5,000 円、第 2 項事業外費用 35 万円、第 3 項予備費 10 万円でございます。主なものといたしましては、事業費用で給与費 8,008 万円、経費 1,000 万円でございます。

介護老人保健施設事業会計の収支につきましては、介護老人保健施設事業では、4,976 万 6,000 円の純損失、訪問看護事業では、2,693 万 7,000 円の純利益となり、2 事業合わせて 2,282 万 9,000 円の純損失を計上しております。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入では、第 1 款介護老人保健施設事業資本的収入で出資金による 9,000 万円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第 1 款介護老人保健施設事業資本的支出は、5,532 万円で、その内訳は、建設改良費で 250 万円、企業債償還金 5,282 万円でございます。

第 2 款訪問看護事業資本的支出は、9,255 万円で、その内訳は、建設改良費で 255 万円、出資金で 9,000 万円でございます。

今後も地域住民の皆様へ安定した介護サービスを提供するため職員一丸となり、さらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 11 号、令和 4 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

第 15 一般質問

議長（野口 靖君） 日程第 15、一般質問を行います。

茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 藤岡総合病院のこの地域の中核病院としての機能、役割ですか、これは先ほど、私も何度か質問をさせていただく中で、非常に藤岡総合病院のこういった機能の充実というものはすばらしいものがございます。令和 2 年に全国の 1,519 病院の中で、地域中核病院としての機能、役割については、群馬県で第 1 位、全国でも 7 位という高い評価をいただいているところでございます。そういった病院経営のすばらしさの中で、令和 3 年度には新人研修の臨床研修においても、いわゆる新人医師の人材確保の内定率は 100% というふうな実績を前橋日赤、高崎総合医療センター等、そうそうたる群馬の病院と同じ、いわゆる達成率 100% というすばらしい人材確保のための処置もしてあります。

そういった中で、令和 4 年度に入りまして、今年の 1 月 19 日、読売新聞のいわゆる全国の病院の実力という特集記事の中で、全国に何千あるんでしょうか、病院があるんでしょうか、こういった中で、複雑な手指専門医が治療というふうなことで、全国の病院の中で、当病院については治療実績が年間 90 件。年間 90 件ということは、東京の慶応大病院とか順天堂大学、いわゆる日本を代表するような病院と同じようなトップレベルの非常に専門的な外科手術ができるという形の中で、本当に大々的に新聞に載っておりました。群馬県でも、先ほどの日赤や高崎総合医療とか、そういったところを抑えて、三本の指に入っているというふうなことで、私もこの記事を見て、この病院のすばらしさというものを非常に誇らしく感じているところです。

そうした中で、コロナの影響というものがあるんでしょうけれども、こういったすばらしいスタッフ、先生、そういった医療に関する手術についても、大きな実績を上げているこの病院が、現実のところ、令和 2 年度の手術実績が 1,091 件、平成 30 年度の 1,278 件から約 180 件ぐらい減少してきておりますけれども、こういった中で、いわゆるコロナが収まった中で、3 年度の目標というふうな形の中で、病院長としては手術を年間 60 件ずつ増やして行って、3 年度に 1,152 件の目標、そして 4 年度には 1,216 件、5 年度には 1,284 件という形で、過去 3 年間の中で 180 件ほどそういった手術を増やしていこうという計画を先ほど発表されております。これは 1,284 件ということになると、平成 30 年度の当病院のピーク時の手術件数を上回る

数字ということになりますけれども。

こういった中で、病院長としてどのような形のどの分野の、得意分野があると思いますけれども、こういった中で手術件数を増加させるという計画があるのか伺います。

議長（野口 靖君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） お答えします。

過分なお褒めの言葉とご心配いただきましてありがとうございます。

手術の件数に関しましては、先ほど説明させていただきましたように、2020年、コロナが始まった翌年から落ちたと。これは当院に限ったことではなくて全国的な傾向でして、大学病院ですとか同規模の自治体病院、全て10%以上の落ち込みを記録しております。やはり受診の抑制ですとか、検診、これも不要不急ということで滞りましたし、発見が遅れた病気というのはいっぱいあるんだと思うんです。昨年、2021年になりまして、やや持ち直したとはいいまして、やはり一昨年の5%ぐらいの段階にとどまっております。

そうした中で、改革プラン、これはもうコロナが収束したという前提ですので、一体どこまで回復していくかというところ、不確定要素あるんですけれども、やはり全てコロナのせいの減少というわけにはいきませんので、努力もしなきゃいけないと考えております。

医師の確保、外科系の医師は群大の医局と非常に良好な関係を保っていただいて、人員派遣は継続が期待できると思います。ただし、弱いところは脳外科。非常に過酷な勤務をしている中での3人体制、もう1人いればよいと思いますし、それから救急車の中で緊急手術の方、これはやはり救急の水際のところでの受け止めが充実していないとできないところなんですけど、救急医がいなくて、各診療科の医師が時間毎に当番で出てきて、それでも県内で有数の救急車の件数になっているんですけど、ここに救急の専門医がいれば、より充実すると思います。

それからもう一つ、内科系でして、消化器が手薄なところなんです。幸い来年度から1人人員が増えます。やはり外科と消化器内科との連携が重要なところでありまして、まずは内科のところでは外科の手術対象になる患者さんをよく見つけていくと。開業の先生、あるいは健診からも疾患を拾い上げていくことで、入口が広がるというのはよいことではないかと思っております。大体この辺が外科系の手術を増やすところの方策かと思っております。

それから、整形外科の手術の件がありましたけれども、これは、やはり整形外科というのは非常に細分化してしまっていて、肩とか股関節とか膝とか背骨とか手とかですが、当院も手の外が強いんです。そうしますと、多少遠くのほうから、藤岡多野地域だけではなくて、手の手術であれば藤岡総合の整形外科にお願いした

いと、より広いところから集まってくるという、いわゆるマグネット効果といえますか、この疾患はこの病院というふうに、非常に広い範囲から患者さんが集まる、こういう特徴を持った診療科というのもありますので、その強みを生かしていただくというのも実績を上げる一つの方法かと考えております。

以上です。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 手の外というふうな話がたまたま新聞に載ったかたちになりますけれども、現実には今の現状の話でいきますと、四肢骨折、大腿骨だったり、ヘルニアの関係、これだけでも年間350件ぐらい。そのほかがんに至っては270件ぐらいが手術をされております。その中で、先ほどの冠動脈の手術にしても、ペースメーカーなんかにしても、280件ぐらいの検査・手術をしております。

こういった中で、当病院として、やはり年間60件ということになると、月5件ですね。そうすると週1回手術を増やしていこうということになると、やはりこういった得意の分野といいますか、専門的な分野を伸ばすという形の解釈でよろしいのでしょうか。

議長（野口 靖君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） おっしゃるとおりです。

週1回、年間60件というのは、決して難しいハードルではないと思うんです。専門医を満たして、より広いところから患者さんを集めるというのはもちろんですし、基本的なところ、この地域の方がより人口の多い高崎や前橋の病院にわざわざ行かなくても、この病院で通常の診察ができる、整形は手だけではありませんで、もちろん股関節、それから膝とか、一般的な整形外科も力を持っておりますので、それぞれの外科系が特徴を持ちながら、でも基本的なところは県内でほかの病院と遜色がないというところ、これをアピールしていく。広報紙を使ってでも定期的にいろんな診療科を紹介していただいて、安心してかかる病院ですということを市民の皆様にも伝えていく努力をしております。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） ありがとうございます。

そうすると、先ほどの広報紙というふうなお答えもありましたけれども、この広報関係については、いろんな形の中で公立藤岡総合病院だよりというふうな形の中で、人工透析だとかいろんな面でのこういった広報紙というものを発行しておりますけれども。

そういった中で、先日の2月7日の新聞によりますと、臨床研究部長さんで「モテギ」さん、私は「モギ」ですけれども、茂木充さんという方が上毛新聞の中で、いわゆるコロナ対策の中でのこういったマイクロ飛沫感染対策という

形の中で、総合病院のいわゆるそういった中で、先生方も頑張ってお知らせ活動というのをしていますけれども。病院長として、こういった病院の機能の充実関係というものをどのような形で広く一般に知れわたるように計画をしているかお尋ねいたします。

議長（野口 靖君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 先ほど、茂木議員さんが紹介していただいた当院の呼吸器内科の茂木医師、コロナの最前線で活躍していただいています。現在、第6波の最中で、当院はECMOですとか、人工呼吸器が対象となるような重症患者さんは残念ながらお受けできませんけれども、その手前の中等症、軽症の方も群馬県でトップレベルです。通算の受入数でも日赤、伊勢崎、館林に次いで4位なんです。非常に貢献をしております。

そういった中で、上毛新聞の記者に茂木医師がコロナについて意見があるんだということでアピールをしていただけて、連載で記事を書いてくださいという運びで、ここまで3回記事になっております。今後もやはり実績だけでなく、コロナ感染対策へのオピニオンリーダーとして、皆さんに啓蒙的な活動をしているという一つのアピールになると思うんです。

そういったように、いろいろな学会活動もそうですし、それから最近コロナで滞っていますけれども、市民講座ですとか、そういった活動も行って、当院の実力というのを分かっていたいただくという努力も必要かと思えます。

以上です。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 本当に先生方の頑張りといい、情報発信といい、そういった中で病院機能の充実については、本当に群馬県でもトップクラスの形の中でやっております。

そういった中で、私が一番心配をしているのが、病院にかかった診療費をいかに今度は事務方が確保するかどうかということなんですけれども、診療費の未収というものが、私、かなりあるのではないかなというふうな形になりまして、令和元年度と2年度の診療費が、実際に受診された方に払ってもらえない内訳をまず答弁していただきます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

令和4年1月31日現在ですが、令和元年度及び令和2年度の診療費の未収状況についてお答えいたします。

令和元年度の未収金の件数及び金額は、171件、580万752円、内訳として、入院87件、476万3,342円、外来は84件、103万7,410円であります。令和2年度につきましては、204件、582万7,835円、

内訳として、入院100件、497万4,744円、外来は104件、85万3,091円であります。

以上、答弁いたします。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 毎年500万以上の数字が出ているわけですが、こういった未収金に対する対応については、診療した結果について、それは患者さんから払っていただけないということは、非常にこの病院の経営上、非常に危惧するところでもありますし、これではかかった医療に関する、いわゆる回収が全くできていないということですので、この辺についての未収金に対する事務方の今の対応というものがどのような形で行われているのか伺います。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

入院につきましては、通常は連帯保証人を立てて入院することになりますが、入院時に支払いが困難と思われる場合は、当初から社会福祉士と経理担当者が連携して、支払方法等の対応をしております。退院後は、外来についても同様の対応となりますが、未収金発生後、3か月経過した時点でリストを作成し、状況を確認後、督促状を発送します。

未収金発生4か月後に支払いが確認できない場合は、催告書を送付して法律事務所に債権委託をする旨を伝え、未収金発生5か月後に支払いが確認できない場合は、法律事務所に債権を委託することになります。

なお、未収金額が低額の場合については電話対応しております。

以上、答弁いたします。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） この未収金が発生したときには、3か月を経過した時点で未収金のリストを作成して、そしてその後に督促状を発送するという答えでございました。督促状を発送しても4か月後に支払いが確認できない場合については催告書を送付して、法律事務所にその債権を委託するというところでございます。未収金発生後、5か月後に支払いが確認できない場合は、そういった中で、どういうふうにするんだか私は分かりませんが、最終的には法律事務所さんの債権確保というものの確認がどのようにされていくのかどうか。

そこで、私は思うんですけれども、先ほどの1回目の答弁の中で、入院者87件、元年度ね。476万ほど未収。そして2年度については100件、約500万の未収がある。ほとんどの未収金というものが入院なんですよね。入院の際には、先ほどのように連帯保証人をつけて対応に当たっているということですが、通常であれば、退院後一月以内ぐらいに支払いはどのようになりますかというふうな形の中で確認をするのが通常だと思いますけれども、

なぜ3か月後になってそういったリストを作成するのか。この事務の手順というのはなぜそのように遅くなるのか伺います。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、この対応につきましては、院内のマニュアルを作成して、マニュアルで対応しているわけなんですけれども、あらかじめ未納の状況が発生した時点で、状況はその都度リアルタイムに把握するようにはしております。ただ、マニュアルの中で3か月、4か月、5か月というような対応をしております。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうすると、3か月を経過した時点でリストを作成しているという答弁、それは実際にはある程度把握した中で収納に努めるということですが、それはどんな形の中でそういう事務作業が行われて、実際にそういった中で素早い、いわゆる督促の中で、どのぐらいの実効金額を上げているのか伺います。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、3か月経過した時点でのリスト作成というのは、あくまでも督促状を発送する準備のためのリスト作成になります。それから、どのぐらいの実効を上げているかというのは、その部分については具体的にはお答えできませんけれども、1件1件、入金を確認しながら進めさせていただいております。

以上、答弁いたします。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） この未収金の確保について、いま一度事務体制を整えないと、最終的に法律事務所に委託するのが、いわゆる4か月、5か月後ぐらいになってしまうわけですね。こうなってしまうと、いわゆる未収の金額のリストの把握というものができないので、私思うんですけれども、やはり退院後1か月以内に納めていただけない方には、連帯保証人を含めた中で、きちっとした対応をする、そのリストを一番先に私はつくるべきだなというふうに思いますけれども。そして、督促状をそのまま出せば1か月後に納期が来るわけですから、そうすると2か月後には入金するかしないかの確認ができるわけです。そうすると、非常に実効率が上がると思います。先ほどどのぐらい入っているか確認をしていないというけれども、今のやり方では、それは当然のことだと思います。これ委託を受けた法律事務所も困ってしまうのではないかなと思うんです。現実問題として、こういった中で対応を急げば、3か月後には未収の関係というのはすっきりするんです。そういった中で事務体制を整えないと、この未収金というのは私は減らないと思います。毎年500万以上の未収金が発

生していってしまう。

そういった中で私、さらに困難なのは、いわゆるコロナで県の調整センターといいますか、そこから依頼されてきて、先ほど病院長が中等症の1ぐらいの方が入院しているということですが、こういった中でも、いわゆるコロナ患者さんなんかでも自己負担というものが当然あるわけですが、そういった方たちは住所も何もなかなか把握できないと。そういった中で、今の体制からいったら、外国人に対する対応とか、こういったものがみんなうやむやになってしまうのではないですか。この辺についての対応をどのように考えているか伺います。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、督促状発送までの事務手順につきましては、議員さんのご意見もいただいて、今後院内でもまた検討はしていきたいというふうに思います。

ただ、結果として、先ほど答弁させていただきましたけれども、この1月末現在で、令和元年度、2年度でもう未収金額が580万円ほどそれぞれあるわけなので、こういった未収の対策につきましては、従前から法律事務所に委託して行っております。この辺については引き続きそのような対応をしていきたいというふうに考えております。

コロナの入院診療についてですが、新型コロナウイルスは2類指定感染症扱いのため、保険請求に係る入院費用は公費扱いとなり、原則自己負担金はありません。

ただし、入院診断書が必要な方、アメニティー委託会社からの病衣貸出し、それから下着類・日用品等については自費請求となり、患者負担となります。

外来診療についてですが、医師が新型コロナウイルスの検査が必要と認めた際のPCR検査費用は、公費扱いとして無料となり、自己負担金はありません。

ただし、受診時の診察料に伴う費用につきましては、患者さんの収入により異なりますけれども、現役並み所得者であれば、保険診療の7割は健康保険負担、3割は自己負担となります。

コロナの未収金についてでありますけれども、入院診療、外来診療合わせて、数件、数万円ほどの未収金が生じております。

以上、答弁といたします。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今回の答弁ですと、コロナの未収金については、入院、外来合わせて数件あって数万円というふうな答弁が精一杯でしょうね。というのは、いわゆる未収対策としてのリストの作成がすぐできないから、当然のことながら、

外から来る方は当然藤岡の方ではないわけだし、かなり県外からも来るんでしょうけれども、やっぱりこれをこれから改善しないことには、本当に病院として本来いただけるものがいただけない。そうすると、病院に関わっているこういった患者負担のアメニティーの、おむつだとかいろんな状況だと思います。それ最終的に、結局病院が業者さんに払わなくちゃならないような事態が出てくるというふうに私は考えるんです。

そういった中で、このリストの作成というものをやはりその月の月末には早急に事務方を改善してしっかりと作らないと、これからこの未収金というものはどんどん膨らんでいくというふうに考えますけれども、その辺の改善の余地がないかどうか、事務方として、管理者としても、この未収金というのは本当にそれこそ病院経営の一番の問題点なんです。法律事務所に委託すればいいとそういうものではなくて、事務方としてできる最善の努力というものを事務改善の中でやっていく必要があると思いますけれども、どのように考えているか伺います。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

診療費の未収金というのは、未収金をなくすことによって、病院の収益を増やすことにもつながることですから、これについては力を入れてやっていきたいというふうに思います。

それから、事務手続につきましては、もう一度この未収の対応を検討いたしまして、最小の経費で最大の効果が得られるような未収対策を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（野口 靖君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

以上で発言通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（野口 靖君） お諮りいたします。本会議で決議されました審議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（野口 靖君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 令和4年第1回の組合議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げさせていただきます。

議員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重審議の上、全ての議案につきましてご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議員皆様方から賜りましたご意見、ご指導をしっかりと受け止めさせていただきます。今後も地域医療の中核病院としての使命をさらに自覚をして果たしていきたいというふうに存じます。また、病院の健全経営は当然のことながら、新型コロナウイルス対策にも一層注力していきまして、圏域住民の安心と安全をしっかりと確保していきたいというふうに存じます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、お体を十分ご自愛されまして、ますますご活躍をされるようにご祈念をさせていただきます。閉会に当たってお礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉会

議長（野口 靖君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時33分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 野 口 靖

署名議員 丸 山 保

署名議員 針 谷 賢 一